

株券等に関する手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新			旧		
2. 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。			2. 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。		
区 分	徴収対象者	徴 収 料 率	区 分	徴収対象者	徴 収 料 率
株券の機構名義への書換の取次に係る手数料	預託を行った参加者	<p>(1) 預託株券（次の(2)から(4)までに該当するものを除く。）</p> <p>1 株につき 預託株券の機構名義への書換の取次に要した費用を、預託株数の総数で按分した額</p> <p>(2) 預託特例株券（次の(3)及び(4)に該当するものを除く。）</p> <p>1 株につき 預託特例株券の機構名義への書換の取次に要した費用を、当該預託株数の総数で按分した額。この場合において、当該徴収料率は、特例株券ごとに算出するものとする。</p>	機構名義への書換の取次に係る手数料	預託を行った参加者	<p>(1) 株券</p> <p>1 株につき 預託株券（特例株券を除く。）の機構名義への書換の取次に要した費用を、預託を受けた株数の総数で按分した額。ただし、特例株券に係る機構名義への書換の取次に係る手数料については、特例株券の料率特例 4. の規定を適用して得られた額</p> <p>（1 参加者による 1 日 5 億株超の預託（機構が当該参加者に対し、予め複数の預託日を指定した場合には、各指定日の当該参加者の預託株数の合計株数を 1 日の預託株数とみなす。）に係る株券（特例株券を除く。）の機構名義への書換の取次に要した費用は、当該預託を行った参加者が納入するものとし、当該預託に係る株券の機構名義への書換の取次に要した費用及び当該預託に係る株数の総数を含まない。）</p> <p>(2) 協同組織金融機関の優先出資証券</p> <p>1 口につき 預託優先出資</p>
	当該預託を行った参加者	<p>(3) 預託株券（次の(4)に該当するものを除く。）のうち、1 参加者により 1 日 5 億株超の預託（機構が当該参加者に対し、予め複数の預託日を指定した場合には、各指定日の当該参加者の預託株数の合計株数を 1 日の預託株数とみなす。次の(4)において同じ。）が行われた場合の当該預託株券</p> <p>当該預託株券につき 当該預託株券の機構名義への</p>			

		<u>書換の取次に要した費用</u> <u>(4)預託特例株券のうち、特例株券ごとに1参加者により1日5億株超の預託が行われた場合の当該預託特例株券</u> <u>当該預託特例株券につき</u> <u>当該預託特例株券の機構名義への書換の取次に要した費用</u>
協同組織金融機関の優先出資証券の機構名義への書換の取次に係る手数料	預託を行った参加者	1口につき 預託優先出資証券の機構名義への書換の取次に要した費用を、預託口数の総数で按分した額
投資証券の機構名義への書換の取次に係る手数料	預託を行った参加者	1口につき 預託投資証券の機構名義への書換の取次に要した費用を、預託口数の総数で按分した額
(略)		

- (注) 1. 株券の機構名義への書換の取次に係る手数料は、単元株式数が1,000株以外の銘柄の場合には、預託株数に1,000を乗じた数を当該単元株式数で除して得た株数に読み替え、単元株制度の適用を受けない銘柄の場合には、預託株数に1,000を乗じて得た株数に読み替えて、上記徴収料率を算出するものとする。
2. 証券取引所が定めた売買単位が1口以外の投資証券の機構名義への書換の取次に係る手数料は、預託口数を当該売買単位の口数で除して得た口数に読み替えて、上記徴収料率を算出するものとする。
3. ~ 5. (略)

		<u>証券の機構名義への書換の取次に要した費用を、預託を受けた口数の総数で按分した額</u>  <u>(3)投資証券</u> <u>1口につき 預託投資証券の機構名義への書換の取次に要した費用を、預託を受けた口数の総数で按分した額</u>
(略)		

- (注) 1. 株券に係る機構名義への書換の取次に係る手数料は、1単元の株式の数が1,000株以外の銘柄の場合には、当該株数に1,000を乗じた数を当該1単元の株式の数で除して得た株数に読み替え、単元株制度の適用を受けない銘柄の場合には、当該株数に1,000を乗じて得た株数に読み替えて、当該徴収料率を算出するものとする。
2. 証券取引所が定めた売買単位が1口以外の投資証券に係る機構名義への書換の取次に係る手数料は、預託を受けた口数を当該売買単位の口数で除して得た口数に読み替えて、上記徴収料率を算出するものとする。
3. ~ 5. (略)

--	--

附 則

この改正規定は、平成 18 年 12 月 1 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日以降の株券の預託に係る手数料額の計算について適用する。